

事務連絡  
令和2年7月2日

各地方整備局企画部 総括技術検査官 殿  
工事品質調整官 殿  
北海道開発局事業振興部 工事評価管理官 殿  
沖縄総合事務局開発建設部 総括技術検査指導官 殿

大臣官房技術調査課  
工事監視官

新型コロナウイルス感染症に係る請負工事成績評定要領の  
弾力的な取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る工事成績評定要領については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた請負工事成績評定要領の弾力的な取り扱いについて」（令和2年5月7日、事務連絡）により周知したところである。その後、令和2年5月25日に緊急事態宣言は解除されたところであるが、依然として新型コロナウイルス感染防止対策等を継続していることから、請負工事成績評定要領においては、下記の通りに運用することとする。

記

1. 請負工事成績評定要領の別紙－1 ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㉠ ㉡ ㉢ ㉣ ㉤ ㉥ ㉦ ㉧ ㉨ ㉩ ㉪ ㉫ ㉬ ㉭ ㉮ ㉯ ㉰ ㉱ ㉲ ㉳ ㉴ ㉵ ㉶ ㉷ ㉸ ㉹ ㉺ ㉻ ㉼ ㉽ ㉾ ㉿ ㊰ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

評価項目の内、「災害防止協議会等を1回／月以上行っている」「安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している」については、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として関係者を集めて協議会や訓練（以下、協議会等）を実施することが適正ではないと判断される場合は、協議会等の実施時期の調整や参加者を分割して協議会等を実施した場合等においても、成績評定で評価できるものとする。

2. 工事の一時中止や工程の遅延等

新型コロナウイルス感染症の影響により、受注者の申し出による工事の一時中止を実施または工程の遅延が発生した場合でも、工事請負契約書に基づき適切に対応しているものであり、工事成績評定において不利に扱うことのないようにすることとする。

3. その他

上記以外の項目で、請負工事成績評定要領の弾力的な取り扱いを行う必要がある場合には、大臣官房技術調査課工事監視官まで、適宜、相談されたい。

以上